

議案第113号

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和5年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第52条第1号」を「第52条第1項第1号」に改める。

第3条第2項第5号中「第2条第21項」を「第2条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奄美群島振興開発特別措置法及び産業競争力強化法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。